

平成26年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会
委員長 関根愛子 殿

平成27年6月4日
品質管理審議会
審議会長 増田宏一

当審議会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、貴委員会から平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において適切に運営されているかどうか、並びに上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の運営について検討・評価を行った。

その結果、当協会品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、その成果を挙げていると認められたが、当審議会は、監査の品質管理のシステムの更なる向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

勧告事項1. 改正後の品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の確実な運用

平成26年7月の定期総会で会則・規則の改正が行われ、本年7月から新たな品質管理レビュー制度が開始される。また本年7月の定期総会において会則・規則の改正を行う予定とされており、会則・規則の改正後は、上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けると共に監査事務所の監査実施体制の整備・運用に関する事項についての誓約を求めるなど新たな上場会社監査事務所登録制度が開始される。これらの新制度の確実な運用を図られたい。なお、「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」において、継続審議とされた協会全体の自主規制のあり方については、その具体化について引き続き検討されたい。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知活動

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の会員への周知活動

本年7月から開始される新しい品質管理レビュー制度においては、品質管理レビューの対象を公認会計士法第2条第1項の業務全てに拡大しており、今まで品質管理レビューを受けた経験の無い会員も対象となる。また、品質管理レビューの種類も通常レビュー、特別レビューと複数となり複雑なものとなることから、会員への周知と理解を徹底しなければ混乱が生ずることが予想される。

制度説明の研修会を積極的に開催する等の前年度の活動を踏まえ、引き続き会員への会則・規則の変更の周知徹底を図り、会員の協力体制を得ることによりスムーズな実施を心がけられたい。

(2) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動

公認会計士監査の利用者である上場会社等に品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する理解が無ければ、制度の円滑な運用並びに実効を高めることは困難である。監査役等に向けての「月刊監査役」に品質管理レビュー制度に関する寄稿をするなどの前年度の活動は、会社法改正により監査役の会計監査人の業務への関心が高まる中タイムリーな企画であった。本年度も公認会計士監査の利用者に対し、協会の自主規制制度周知の活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼の向上に努められたい。

報告事項3. 監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認

(1) 監査における不正リスク対応基準への対応状況

平成25年3月に「監査における不正リスク対応基準」が設定され、監査業界としての適切な対応が引き続き資本市場関係者から期待されているところである。平成27年度の品質管理レビューでは、監査事務所の品質管理及び個別の監査業務において同基準への対応が適切に行われていることの確認を引き続き徹底すると共に、特に新規公開会社の経営者による不適切な取引については、十分な監査の実施や同基準への対応を含めて適切な対応が行われているかを確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

(2) 個別業務における新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等への対応状況の確認

平成24年4月1日以降開始した事業年度の監査から、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書が全面的に適用されている。平成27年度の品質管理レビューでは、前年度に引き続き個別の監査業務においてこれらの報告書への対応状況を確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

(3) 報酬依存度のセーフガードの適用状況

「独立性に関する指針」では、監査事務所の報酬に関して、大会社等である依頼人に対する報酬の依存度が2期連続して15%を超えている場合、監査事務所が妥当と判断したセーフガードの適用を求めている。平成27年度の品質管理レビューでは、前年度に引き続きセーフガードが必要な監査事務所については当該セーフガードの適用状況を確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

(4) 会計上の見積りの監査

平成26年度の品質管理レビューを実施した結果、会計上の見積りの監査については、引き続き比較的多くの改善勧告が行われている。このため、平成27年度の品質管理レビューにおいても会計上の見積りの監査のうち、改善勧告数が多い「滞留債権(貸倒引当金)、固定資産の減損会計、繰延税金資産」、及び重要な改善勧告がなされている「関係会社株式の減損」を重点的に確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

(5) 監査役等とのコミュニケーション

監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(監基報260)が、①平成26年6月に公布された改正会社法への対応、②改正された独立性に関する指針への対応、③監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務の明確化、④監査役等とのコミュニケーション項目の明瞭化等の目的のため改正され、平成27

年4月1日以後開始する事業年度の監査から適用されている。平成27年度の品質管理レビューでは、監査事務所及び個別業務において監基報260の改正への対応が適切に行われているかを確認し、不十分な点があれば、適切な指導及び監督を実施されたい。

以 上